

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和7年11月14日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社健康会に対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和7年11月12日に行った。

2 対象事業者等

(1) 対象事業者

法人名：株式会社健康会

代表者名：代表取締役 國本 正雄

所在地：札幌市中央区北5条西6丁目2番2号 札幌センタービル3階

(2) 対象施設

施設名：メディケアホームあけぼの

所在地：旭川市亀吉3条1丁目1番6号

類型：住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の原因となった事実

メディケアホームあけぼのの従業者1名が、入居者1名の金銭1,578,346円※を私的に使用するという人格尊重義務違反（経済的虐待）を行った。

※ 対象事業者から報告があった額

5 改善命令の内容

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。